

## 裁判員等経験者との意見交換会議事概要

1 日時 平成24年4月25日（水）午後6時30分から午後8時30分まで

2 場所 岡山地方裁判所

3 参加者等

司会 水上 敏（岡山地方裁判所長）

裁判官 森岡 孝介（岡山地方裁判所刑事部判事）

裁判官 田尻 克巳（岡山地方裁判所刑事部判事）

検察官 中山 大輔（岡山地方検察庁検事）

検察官 向井 翔（岡山地方検察庁検事）

弁護士 横野 崇司（岡山弁護士会所属）

弁護士 松島 幸三（岡山弁護士会所属）

裁判員等経験者

1番 補充裁判員経験者

2番 裁判員経験者

3番 裁判員経験者

4番 裁判員経験者

5番 補充裁判員経験者

6番 裁判員経験者

4 議事概要

司会

それでは、これから裁判員等経験者との意見交換会を始めます。皆様いろいろと御用のある中、この会に御参加いただき、誠にありがとうございました。私はこの会の進行役を務めます岡山地方裁判所長の水上敏と申します。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員制度がスタートしまして、もうすぐ3年になるわけですが、この間、岡山でも50件ほどの裁判員裁判が行われていまして、皆様を始め四百数十

名の方に裁判員あるいは補充裁判員として参加していただいております。裁判員等になられた方々からは、事件終了時にアンケートという形で御意見をいただいているところです。

それとは別に、法曹三者が一緒になって、裁判員等を経験された方から詳しく裁判員裁判に対する経験に基づく御感想や御意見を伺って、今後の裁判員裁判の運営の改善に役立てたいという趣旨で、このような意見交換会を開いております。

この会には実際に裁判員裁判を担当された裁判官、検察官、弁護士に参加していただいております。適宜、皆さんへの質問や説明、あるいは弁解があるかもしれませんが、そういう形で進めていくことになると思われまふ。まずは一人ずつ簡潔に自己紹介と挨拶をお願いいたします。

#### 森岡裁判官

第1刑事部の裁判長をしております森岡と申します。裁判員裁判のときのことを思い出しつつ、皆さんのお顔を思い出しました。あのときは本当にお世話になりました。今回はぜひ、忌憚のない意見をお願いしたいと思います。

#### 田尻裁判官

第2刑事部の裁判長の田尻と申します。実は今日も、裁判員裁判が進行中のごさいます、我々としても試行錯誤しながらやっているところのごさいますけれど、まだまだ完全な制度ではないと思っております。実際に参加された皆様の御意見を踏まえて、より改善していきたいと思っておりますので、本日はよろしくお願ひします。

#### 中山検察官

私は岡山地検で検察官をしております中山と申します。岡山では裁判員裁判に何回か立ち会わせていただいたのですが、裁判員裁判というのは国民の方と私達検察官が直接触れ合える機会として、私達の言っていることが国民の皆様には伝わっているのだろうか心配になったこともございました。今日

は貴重な機会を与えていただきましたので、ぜひ忌憚のない意見を頂けたらと考えております。どうかよろしく願いいたします。

向井検察官

同じく、岡山地検の検察官の向井と申します。よろしく願いいたします。私達、検察庁の者といたしましては、分かりやすい立証ということを中心としておりますが、これまで裁判員裁判で行っていた立証活動が裁判員の方から見て分かりやすかったものなのかどうかという点について御意見を頂けたらと思います。

横野弁護士

岡山弁護士会の弁護士の横野と申します。私は弁護士会の裁判員制度特別委員会の委員長をやらせていただいております。今回、経験者の方が来られておりますけど、私はこれらの事件に関与していませんが、委員会の委員長という立場で参りました。一般的な質問や意見を頂けると本当に助かりますし、今後、それを弁護士会の方にもフィードバックしていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

松島弁護士

弁護士の松島と申します。裁判員裁判は3件やっており、1件は係属中です。裁判員裁判には若干問題点があると考えていますので、私の意見を御披露した上で、裁判員の皆様方はどのように考えているのかということをお聴きしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

司会

ありがとうございました。それでは意見交換会に入らせていただきますが、皆さんが多少緊張されているかもしれませんので、お口慣らしということも含めまして、裁判員を務められた経験に基づきまして、感想や概括的な意見を簡単にお願ひできますでしょうか。

1 番

私の場合は補充裁判員でした。しかし、裁判員と同じように意見を聴いてもらえました。それでいろいろと考えて来たのですが、関わった裁判は犯行を認めていた裁判，量刑を決める裁判でしたので，あまり重苦しい空気ではありませんでした。たくさんの中から選ばれたので一所懸命やりました。

司会

経験されてからしばらく時間が経ちましたが，やってみた御感想はありますか。

1 番

少し違うかもしれませんが，最近，人が亡くなった事件で私達が決めた量刑よりも軽かったりするのを読むと，事件の内容については分かりませんが，あれで良かったのかという不安はあります。自分の担当した事件は終わりましたが，やはり終わっても気になります。

2 番

裁判員は本当にやりたくないと思っていて，当たってしまったのでやったのですが，真剣に話を聴いて取り組んでみました。そうすると，これまで司法制度に全然興味がなかったのですが，新聞に裁判員裁判の記事が出ると全部読むようになり，司法に対する意識が変わったので，良かったと思っています。予備知識もなく入ったので，非常に不安を持ってやったのですが，本当に進行をうまくしてもらって良かったと思いました。

3 番

とにかく疲れました。裁判員裁判の期間中は，ずっと裁判のことばかり考えて生活していたので。自分自身，よく分からない中で，どういうふうに考えていけばよいのかと。しかし，裁判官の方に親切丁寧に教えていただいて，こういう感じで決めていけばよいのではないかと教えていただいたのですが，やはり自分の経験からの意見は出てきますし，量刑を判断するに当たってズレを感じました。人一人亡くなっているのに，過去の裁判はこんなに軽いの

かなど。量刑については、みんなで決めた数字なのですが、今になってもその数字が正しかったかどうかについては迷いもあります。

被告人が今後どうなっていくのか分からないのですが、自分が関わってきただけに被告人がどうなっていくのか知りたいと思うけれど、いろいろあつて情報が来ないということも分かっています。今でも心の中に、裁判員を経験したということが残っています。

#### 4 番

多くの方の中から選ばれたので、選ばれた以上は負託に応えるという気持ちで、そして大衆の皆さん方はテレビや新聞で見ているので、皆さん方が納得のいくものでなければいけないので、荒唐無稽な事実があれば、法律に対する信頼というものが失墜します。また、大衆を畏れなければいけないと思っています。私は法律の専門家ではありませんが、裁判長を始め皆さん方が、分かりやすくかみ砕いて説明してくれたことに感謝しています。

被告人にお願いしたいのは、どうしてこういうことができたのかということをおはいつも思うのですが、これから60年、70年生活しようという人がどうしてこういうことができたのか。社会がそういう人を作ったのだと思う。裁判員を経験して、今後、こういう人が二度と出ないことを一番願っています。それについては、腹が立つというか残念です。

#### 5 番

私は以前、捜査を担当したことがあるので、今回、審理する側と捜査する側の両方を経験できて良い勉強ができたと思って感謝しています。量刑の点については、判例的なものを基準にして量刑を決めていくのが流れと思いますが、私の担当した事件では、本当にこの被告人が更生できるのかなというか、もっと社会から隔離して矯正教育が必要なのではないかと感じました。身上関係あるいは暴力団や少年犯罪との関わりから抜け出すことは難しいのではないかとと思われる被告人をもっと社会から隔離して矯正教育する必要が

あるのではないかという感じがしますし、共犯事件だったのですが、共犯事件は別個に進めると、どうしても責任のなすり合いになり、表面上はうまく逃げようとするので、一括で審理をしないと本当に悪い被告人が明らかにならないのではないかと個人的な感じでは思いました。

## 6 番

私は裁判員制度のことを聞いたときに、できれば人よりも早く体験してみたいと思っていたので、最初に裁判所へ行ったときにはたくさんの方がいたので選ばれないと思っていたのですが、選ばれたのでラッキーだと思って参加しました。

何の知識もなく参加したので、全てのことが新鮮で興味津々でしたが、初日から自分が関わった裁判についての報道や、自分が関わっていない一般的な裁判のことを見聞きするときに、見方がずいぶん変わったと思います。それまでは、新聞に書いてあることを読んで、そうなのかと思っていましたが、自分が関わったケースが終わり、その結果が報道されたとき、自分としてはここが重要、ここが凄く大切と思っていたこととズレた内容がクローズアップされて記事になっていると感じたことがあったので、それ以来、裁判のニュースは本筋のことが報道されているのだろうかとか、本当はもう少し違うところに問題点があったのではないかなとか、いろいろな角度から考えるようになったので、非常に良い経験をさせていただいたと思っています。

## 司会

皆さん、真剣に取り組んでいただいたようですし、司法制度に対する関心が強まったという方もいらっしゃるということで、ありがとうございました。

それでは手続に沿って、意見を賜っていかうかと思います。冒頭陳述、証拠調べの順番で意見交換をしたいと思います。皆さんも御経験されましたように、検察官が起訴状を朗読しまして、被告人と弁護人が罪を認めるのか認めないのかという意見を述べた後に冒頭陳述を聴かれたと思います。検察官

や弁護人がそれぞれどういう事実を証明しようとしているのかという主張を行っておりました。

この冒頭陳述について、これから御意見を伺いたいと思います。事件によって内容も長短も様々だったと思いますが、裁判の流れとしては、冒頭陳述があり、証拠調べが行われるのですが、被告人の公訴事実に対する意見の後に冒頭陳述をお聴きいただいたと思います。分かりやすかったとか、長かったとか、どういったことにお感じになったのかということをお伺いしたいと思います。裁判も始まって間もない段階で裁判員席に座られて、まだまだ緊張されている段階だったのかと思いますので、その段階でされたものに対してどのような印象を持っているのかということをお聴かせいただきたいと思います。検察官、弁護人のそれぞれが冒頭陳述を行っているので、それについて御意見を頂ければと思っています。

4番の方と5番の方は複数の強盗致傷等の事案で、それぞれの事件について主張がされていると思いますので、どうしても長くなったのではないかと思います。いかがだったでしょうか。

5番

自白事件なのに詳しくされていたので、こんなに詳しくする必要があるのかなと思いました。素人相手なので、詳しくされたのかなと思っています。割と分かりやすく話していたと思います。

司会

分かりやすかったけれど、長かったということですか。

5番

はい。認めていて、争う事件ではなかっただけに。

4番

素人が分かるように、早口ではなく、ゆっくりと分かりやすく説明してもらえれば、いっそう分かりやすかったと思います。裁判長は、かみ砕いて、

素人でも分かるように説明してくれたので、感謝しています。

厚かましいかもしれませんが、弁護人も検察官も、裁判員には話が分かりましたか、よく理解できますかということから始まった方が、理解いただけ、真実が生まれてくると思います。

司会

早口だったのは両方ともですか。

4 番

両方ともです。専門用語を早口で言われると分かりませんし、極端なことを言えば意味が通じません。

司会

内容が理解できる、できない以前の話ということですか。

4 番

そうです。「こういうときは、こうなんだ。」と証拠をもって説明してくれるのですが、専門用語で早口で話されると分かりません。どういうことを言っているのかということで、私は裁判長に質問しました。

検察官や弁護人の皆様にお願いしたいのは、分かりやすく、ゆっくりした口調で説明をしてあげたら、裁判員制度というものが成り立っていくのではないかと思います。

司会

今、早口の上に専門用語がたくさん使われていたので分かりにくかったという話が出ましたが、他の事件の方はどういった御感想でしょうか。

1 番

私の時は、どちらの冒頭陳述にも表があって、字も大きかったですし、話す声も大きかったので、年を取っていてもできるなと思いました。

私は60歳を少し超えていますが、高齢の方でも、時間が許せば選任されてもできるという感想を持ちました。

司会

言い方がゆっくりだったということですか。それとも書面が分かりやすかったということですか。

1 番

両方です。書面を読みながら聴いていました。

司会

検察官の冒頭陳述も弁護人の冒頭陳述も分かりやすかったということですか。

1 番

どちらもです。検察官の冒頭陳述は色も付いていましたし、「今、この話をされているんだ。」と目でも追っていくことができました。

司会

書面としては、そんなに詳しい内容というものではなかったのですか。

1 番

いいえ、出てきた事象については、きちんと書いてありましたので。色が分けてあったことが飲み込みに力を貸していたと思います。

司会

そういう書面に基づいて、ゆっくりと説明してもらったので、分かりやすかったということですか。

1 番

はい。

司会

弁護人の冒頭陳述はいかがだったでしょうか。

1 番

私は弁護人の冒頭陳述もきちんと分かりましたし、理解しやすかったと思います。

司会

長さも適当な長さだったと。

1 番

はい。

2 番

私は1番の人と同じ事件だったのですが、中山検察官がゆっくり、はっきり話してくれたので、非常に分かりやすかったです。また、書面もカラーで、要点を整理してあったので分かりやすかったです。

弁護人も分かりやすく話しましたが、検察官は口調も練習しているんだろ  
うなあと感じるほど分かりやすかったです。弁護人の資料も整理してありま  
したが、理解のしやすさという意味では、組織のある検察官は強いなという  
印象です。

全般的には、私達の事件の冒頭陳述は分かりやすかったですし、時間も長  
いとか短いとかではなく、詳しく説明してくれたので、良かったと感じまし  
た。

6 番

私も職業柄、いろいろな資料の形態を見るのですが、今回、携わらせてい  
ただいた事件の冒頭陳述は、検察官も弁護人も大変分かりやすかったと感じ  
ています。表の形であったり、チャートの形であったり、文章になっている  
場合とに分かれていました。一長一短はあると思ったのですが、ビジュアル  
的にうまくまとめられていると、緊張している段階でしたので、まとめてい  
ただいていれば非常に頭の中に整理して入っていきやすいのですが、全ての  
情報が書面に書かれているとは限らないので、少し聴き落としたとか、頭に  
残りにくいものを自分から進んでメモを取っておかないと、後から「なんだ  
っけ。」ということで人と話が合わなくなる可能性があると思いました。

その一方で、文書で書かれていると読み返すことが可能ですので、聴き落

とした場合でも少し前を読み直すことができますが、逆に自分でかいつまんで要点をまとめていかないと、読み上げられた内容を全て暗記していくことはできないので、その辺りも少し違う力が必要になってきて、大変だと思いましたが、どちらのものも大変分かりやすかったと思います。

司会

メモが分かりやすいということですが、口頭での説明はどうだったでしょうか。

6 番

口頭でも分かりやすかったです。しかも、検察官の冒頭陳述は「資料のこの部分について説明しています。」ということでマークをしてくれるので、かなり分かりやすかったです。一方で、弁護人もそういう感じで説明してくれたので、特に理解に苦しむことはありませんでした。

3 番

自分の場合は、被告人が2人いました。検察官は分かりやすかったのですが、弁護人はそれぞれの冒頭陳述で時間が押してしまったので、こちらも段々疲れてきて、聴いていることを全部覚えようとしても長くなるとあやふやになってしまい、正直疲れたなあという感じがありました。時間も大分押ししましたし、「こんなことでタイムスケジュールに合っているのかな。」と思いました。裁判長も「簡潔に。」と言われていましたが、いきなりその日から裁判という人間にとっては緊張もありますので、できればある程度、簡潔にしてほしいと思いました。

5 番

私達の事件では、資料はきっちり作ってありました。

3 番

検察官の資料は、マニュアルがあるのかというくらい分かりやすかったと思いました。確かに検察官の方が分かりやすかったです。

司会

冒頭陳述はあくまでも検察官や弁護人の主張であって証拠ではないという説明を繰り返し受けたと思いますが、混同するようなことはありませんでしたか。中身が詳しかったり、証拠の引用がされていると、その辺が混乱してくるのではないかと気がかりになるのですが、大丈夫でしたか。

3 番

大丈夫でした。

司会

冒頭陳述の関係は、この程度でよろしいでしょうか。

冒頭陳述が終わった後に証拠調べという段階に入っていきます。証拠調べが審理のメインとなるわけですね。証拠調べも、被告人や被害者が検察官等に話した内容を書面にまとめた供述調書を始めとする書類を読み上げるような証拠調べと、被害者等の証人や被告人から直接話を聴く、証人尋問や被告人質問が行われていますが、これについて御意見を伺いたいと思います。供述調書等の証拠書類の取り調べについて、何か印象に残っていることはありますか。4 番の方と5 番の方は事件が複数あり、法廷で読み上げられた供述調書等の数も多かったのではないかと思います。聴いていて辛かったとか、一つ一つが分かりにくかったということはありませんでしたか。

5 番

数が多く、バットも証拠物として見ましたが、犯行に使われた傘が出ていなかったの、途中で「どうして無かったのかな。」と思ったぐらいです。出された証拠は理解できました。

司会

供述調書はどうでしたか。

5 番

犯行を認めている事件で、途中で否認に転じて、証拠が将来問題になると

いうものでもないのです。それほど分かりにくいものはありませんでした。証拠物はきちんとしていました。

4 番

証拠物はきめ細かく、手際よく調べたものだと感心しました。一つ一つの事件の証拠調べとしては、証拠物件、犯行時刻、犯行現場等をよく精査して調べていることについては、大したものだと感心しました。警察官や検察官の日夜の努力だと感じました。被害者に聴くこと、恐らく怪我をした人に聴くことは難しいと思うのですが、そういう人からも話を聴いて、怪我をしているのに話す人も辛いし、聴く方も大変だと思うのですが、一つ一つ積み重ねた証拠だと思っています。その点については感銘を受けました。

司会

被害者の供述調書を読まれただけで、証人が来ることはなかったと思いますが、被害者から直接聴いてみたかったということはありませんでしたか。

4 番

私の記憶では、バットで殴ったということですが、弁護人は止めたというので、「それなのにまたバットを持って、次の犯行に移るとはどういうことなのか。」と被告人に尋ねたのですが、それに対しては「そういうことになるとは思わなかった。」と言うのです。

被害者については、聴かない方が親切だと思います。皆の前に出て来いというのは酷だと思います。大怪我をして後遺症が残っているので、私はその立場なら出ないと思います。

5 番

怪我の状態は、実況見分調書の写真で明らかにされていました。

田尻裁判官

被害者の供述調書を読むのに、大体1通につき15分から20分は掛かります。集中して聴いていたと思うのですが、精神的な負担感はありませんで

したか。

4 番

私は選ばれたわけですから。国民の義務ですから。私は法律の素人ですが、できるだけ自分のベストを尽くして、自分なりに呵責（かしゃく）に耐えられないと思うようになってはいけないと思います。

5 番

被害感情なので、供述調書がある程度読むのは良いと思います。あまり短いのは問題だと思います。

田尻裁判官

実際、被害者の供述調書が何通もあって、何度も何度も被害者の供述調書が朗読される。ときどき共犯者の供述調書も朗読される。私自身、聴いていて、正直きつかったと感じましたが、良い悪いではなく、きついなという感じはありませんでしたか。

4 番

一つ一つが現実を前提に話をしているので、重複しても仕方ないと思います。事件に関連もしているので、何回出てもしつないと思います。それは、説明した人の説明の仕方もあるかと思いますが、そう思っています。

司会

きつくても裁判員としての責任として聴くということですか。

4 番

できるだけのことをしないといけないと思っています。

2 番

法廷で供述調書が読まれましたが、何が一番大変だったかと言うと、耳で聴きながらメモをするのが大変でした。要望なんですけど、できればペーパーで見たい、ペーパーで渡すのが難しいのであれば、モニターに映してほしいと思いました。目で追いながら聴きたいと思いました。聴き逃すこともあり

ますし、一所懸命メモを取りましたが、正直、メモを取るのに疲れました。全体を把握したいので、全部を読んでほしいのですが、聴きながらメモを取ることに疲れたので、目で追えるものを提供して欲しいと思いました。

森岡裁判官

ポイントの分かりやすさはどうでしたか。冒頭陳述では言ってくれましたが、朗読を聴かれているときはどうでしたか。ずっと聴きましたよね。そのときポイントをつかむのが大変だったのではありませんか。

2 番

ポイントを言っただけよりも、やはり全部を聴きたいです。全体を把握しないと事件の全貌が分かりませんし、複数の事件でしたので、全体の事件の概要から判断したかったのですが、私個人としてはできるだけたくさん読んで欲しかった。今回、読まれなかった調書もありましたが、個人的にはそう思っています。

3 番

ポイントを絞ると全体像が見えにくくなります。全部読まれると、確かに疲れるのは疲れるので、自分の書いた文字が分からなくなったりしますが。

森岡裁判官

集中力の限界ということですか。

3 番

それはあります。

2 番

休憩を入れてもらえれば、それは問題ないのではないかと思います。

森岡裁判官

事件が違うのですが、量的にはどうだったでしょうか。朗読を最後まで聴かないとひとかたまりとしては分からないので、その辺りはどうでしょうか。

3 番

タイムスケジュールは示されていたのですが、「なんであそこまで延びるのかな。」という感じは受けました。言いたいことが増えていくのは分かるのですが、限度があるのではないのでしょうか。こちらはいつまで続くのかと思っていました。

森岡裁判官

あまり短くしても分からないという問題はあるのですが、一つの調書で20分から30分聴くのはどういう感じになるのでしょうか。休憩を50分を入れていたので、二つの調書を聴いて休憩というのはどうでしょうか。

3番

最初聴いたものがどうしても薄らいできますので。どうしても後の方を覚えてるので、段々頭がぐちゃぐちゃになる感じがします。

森岡裁判官

長いときついけれど、分かりやすければ良いということでしょうか。

3番

分かりやすかったらいいんですけどね。何も分からない人間が座っているわけですから、そういう人に分かっていただくという感覚で話していただければありがたいと思います。

司会

供述調書が朗読されただけではなく、被害者を証人として調べたような事件や共犯者を証人として調べたような事件をそれぞれ経験された方もいらっしゃると思いますが、比べてみていかがでしたか。証人として調べた方は供述調書がないのかもしれませんが、直接証人として聴くことで、調書で聴いていたことと違う部分がありましたか。

2番

個人的には、公判前整理手続で出される証拠が整理され、私の事件では共犯者が4人いたのですが証人としては1人、被害者も4人でしたが証人は1

人で、あとは調書だけでした。しかし、聴いている中で、「もっとこの被害者にはこういうことを聴いてみたい。」とか、「この共犯者にはこれを聴いてみたい。」ということが出てきました。

公判前整理手続で整理して、公判日数を短縮するという意図はよく理解できるのですが、自分としては納得できないところや、完全に理解できないところが残ったので、公判日数を短縮して負担を減らしてもらうことは大変ありがたいのですが、むしろ全体像を把握するために、できるだけ証拠を出していただいて、せつかく選ばれてやっているのだから、自分である程度は納得した上で判断をしたいという思いがあったので、そういう意味では事件の内容を理解するという点については、不完全燃焼のところがありました。

今後、裁判員制度の見直しの議論があると聴いていますが、負担を減らすために公判期日を短くするよりも、できるだけ証拠をたくさん見せていただいて判断し、できるだけ自分が納得したいと思っています。今のままだと、納得できないうちに判断や量刑の議論をしないといけないのではないかと思います。ということも思いましたので、私の意見として述べさせていただきました。

司会

今、おっしゃられたのは、何人かいる被害者や共犯者のうちの一部については直接証人として調べて、残りの人は供述調書を読まれた、あるいはそれすらもなかった。そうすると、証人で出てきた人の話を聴いていると、供述調書はあるのだけど、それだけでは分からないから、直接話を聴きたいという方も出てきているということでしょうか。

2番

はい。

森岡裁判官

質問の機会ですよね。人だと質問できますけど、書類には質問できないので、そういう点はありますよね。聴きたいと思ってもどうにもならなかった

ということはありませんよね。

司会

1 番の方も同じ事件でしたが、どうだったでしょうか。

1 番

私の場合は、共犯者が出頭しました。そのときに全く違うことを言いました。被告人と証人の言うことが違っていたので、凄く混乱するというか、主婦の習性で、人は間違わないと思って生活することが長かったものですから、この証人も間違っていないと思って聴こうとするのですが、それが合っているのかとか、ものすごく混乱しました。

司会

他の共犯者や被害者からも直接話を聴いてみたいということですか。

1 番

そうではなくて、被害者の方と被告人が言っていることで、合っていることを探すのが良いのではないかと思いました。

証人が出てきましたが、全く違うことを言われたので、凄く混乱しました。慣れていないということもあるのだと思います。

3 番

証人は裁判慣れしていないので緊張していますし、事件から日数が経っているということもあったので。私の事件でも高齢の証人が来ていて、両被告人と被害者の方、それぞれ意見が違っていたので、ちょっと混乱しました。最初の時と証言が違うので、誰を信じてよいのか困りました。

司会

証人になる人の記憶が薄れないように早く裁判をするようにするということは、裁判所のすべきことだと思っています。

3 番

それは分かりますけど、事件があってから裁判までの期間があり、その間、

皆さんが一所懸命されていると思いますけど、人間の記憶は風化していきますからね。嫌い合っていた方なので、もしかしたら忘れたいと思っていて、ああなったのかもしれませんが。

証人が証言した内容を証拠として採用すると言われたのですが、どうなのかなと思うと同時に難しさを感じました。

中山検察官

1番と2番の方の事件は、4件の事件のうち、3件は被害者の供述調書を私達が読み上げ、1件は被害者が証人として来て、まず私達が質問したのですが、どちらの方がより中身が頭に入ってきたでしょうか。

2番

私個人は、やはり本人の話を聴くのは非常に良かったと思います。ただ、記憶が薄れている部分があり、質問にあやふやで答えられないこともあったので、やはり両方必要かなと思いました。

しかし、文書と実際に証人から話してもらうのでは、ニュアンスが違うことがあるので、できるだけいろいろなものを見て、それから判断したいというのが正直な感想です。

司会

長くなるかどうかというのは、証人尋問をするときに、本当に大事なポイントに絞ってやるなど、いろいろな工夫の余地があるのだと思います。

供述調書に書いてあって読まれることが、本当に全て必要な情報かという問題もあると思っています。長くしないための工夫はいろいろと考えていけないといけないという感想は持っています。

4番と5番の方の事件のときは、被告人の供述調書が身上関係以外は朗読されていませんが、どうでしたか。詳しく被告人質問が行われたと聴いているのですが。

5番

共犯者の供述は共犯者の供述でという話が出たので、お互いに責任のなすり合いをしているような話になったのと、成人事件と少年事件の関係があったりして、公判が離れてしまったような感じになりました。

身上関係の中でも特に気になったのは、生活環境や地域の環境、性癖というものなのですが、そういったものが割と簡単に流されたので、これは将来、本当にこの被告人は社会復帰をしたときというか、元の所に帰って立ち直れるのかといたら、99パーセントは駄目だろうなと私は思いましたが、もう少しその辺のことを話してもらえればと思いました。

司会

事件の内容のことではなく、事件の中身を供述調書ではなく、被告人質問で直接聴くことと比べて負担感はどうだったのかという趣旨ですが。

5番

負担感は割と今までのとおりでよろしいと思います。

司会

それは被告人質問で聴いたので良いという趣旨ですか。

5番

被告人質問で良いと思います。補充裁判員ですので直接は聴けないので、裁判長に聴いてもらったりしました。

司会

4番の方はどうでしたか。

4番

被告人が供述の中で言ったことと、被告人がやったこととを確認するという意味で尋ねた点でも食い違いもありました。例えば具体的な例ですが、身に覚えのない借金を払うということでしたが、私にとっては不明だったので「身に覚えのない借金を払う必要はないのではないか。」と尋ねたのですが、検察官側も調査をしていなかったのかなと思いました。また、弁護士側もそ

ういった調査をどの程度していたのかなと思いました。だから、尋ねたのです。そうしたら、どちらも最後までうやむやで、最後は裁判長が「時間だから休廷にします。」と言いましたよね。

田尻裁判官

4番と5番の方は、私の部で担当されたのですが、同じ事件の話を被害者側のストーリーは供述調書で朗読されましたね。被告人側のストーリーは直接話を聴きましたよね。分かりやすさに違いはありましたか。

4番

分からない点は裁判長に聴きました。

田尻裁判官

法廷では私の説明なしで分かりましたか。

4番

分からないことは、評議室に帰ってから裁判長に聴きました。

田尻裁判官

お分かりにならなかったのは、供述調書の方ですか、被告人質問の方ですか。

4番

被告人質問で確認しても、真実が分かりませんでした。

田尻裁判官

被告人が話している趣旨がよく分からなかったということですか。

4番

そうそう、分からなかった。どちらも話さないの。こうなってこうなったという犯罪のストーリーがないの。どちらも触れないのですから。だから私が尋ねたのです。

5番

被害者の調書は読んでいただいて大体分かりますが、被告人質問は中途半

端かなという感じが最後までしたのは、のらりくらりとなるから余計そう感じたのかなと思いました。

司会

被告人の言っていることを聴いて、やはり被害者の話を聴いておきたいということはありませんでしたか。

5 番

被害者の調書を朗読してもらって、被害者の心情的なものは大体分かりました。

横野弁護士

少し前にでた供述調書の件ですが、2番の方もおっしゃっていましたが、「朗読している間、メモを取るのが大変」という話がありましたが、調書を読み終わった後、証拠は裁判所に提出されるので、後から見ようと思えば、見ることができるのですが、そういうことをしようとは思いませんでしたか。

2 番

その点については説明がなかったので、後から供述調書を見ることは思いつきませんでした。そこで話された内容だけで判断するのかと思っていました。

1 番

裁判員と補充裁判員で8人いますが、それぞれの人が自分のポイントを聴いて帰るものですから、評議室に戻って総合すると「ああそうか。」となることがありました。始めの方を本気で聴いている人もいれば、後ろの方を本気で聴いている人もいるし、やはり、年齢もいろいろ、20代の方もいれば、私のように60代の人もいるので。

司会

やはり、続けて何通も聴くと大変だったということですね。

2 番

見せてくださいと言えば、見せてもらえるのですか。

森岡裁判官

証拠自体は裁判所にあるので、分からなくなったときに確認として供述調書を後からお見せしたことはありましたよね。皆さんの議論の方向性が一致していたので特段見ていないということですが、心証が食い違ったときに確認するために見ましようということでした。争点になるところで食い違いが出れば、当然、見ていただくことになります。その辺りは、特にしないということはしていないのですが。

1 番

「長い」とか言っていますが、被告人も長く書いてもらった方が言いたいことを書いてもらえるのではないかと思うのです。だから、私たちはそれをしっかり聴いたり、読んだりするべきだと私は思いましたので、長いとかは思っていませんでした。

横野弁護士

集中力の関係では、うまく時間が取ってあったということですか。

1 番

私は一所懸命聴いていました。

横野弁護士

弁護士側があまり言うことではないと思うのですが、正直、検察官の供述調書の朗読をずっと聴いているのは、なかなかしんどいのですが、朗読は供述調書の内容をそのまま朗読しているのですか。

中山検察官

要旨を告知する場合には、事前に裁判長に了解を得るようにしていますが、基本的には全文朗読が基本だと思っています。

横野弁護人

私の個人的な見解になるのですが、検察官の供述調書は結構一文が長いよ

うに思っているのです、そういうこともあってメモを取るのが大変なのかと思うのですが。一文を短くした方が良かったとか、一つの陳述にポイントを一つ書いてくれた方が朗読されても分かりやすかったのではないかとか、そういう印象はありますか。往々にして法律家の書く文章というのは、一文が長くなりがちなのですが。

3番

主張したいことが多いのだらうと思います。

中山検察官

最近は意識して短くするようにしています。

2番

何がポイントなのかが分からないので、最初から一所懸命聴きながら書いていたのですが、凄く疲れました。どこがポイントなのかが分からないので、とりあえず全部書きました。

3番

確かに書く作業はとにかく疲れますよね、本当に。

司会

最後まで聴いていただいて、「ここがポイントだったのか。」ということ  
は理解できましたか。

3番

言わんとしていることは分かります。

司会

分かるけれど、もう少し短くできるのではないかという感想はありませんか。

3番

言いたいことは皆さんあると思いますが、聴く方にも限界はありますので。

松島弁護士

証人尋問のときに、「こういうことを聴きますよ。」というメモを配ることがありますが、供述調書を朗読する場合にも、そういったポイントのメモがあるとメモは取りやすいですか。

3 番

そうですね、あると助かる。

松島弁護士

私が感じていることを問題提起したいと思います。私が担当した自白事件には6番の方に参加してもらいました。被告人がどうしてこういう罪を犯したのかということ聴いてほしかったのですが、審理期間が短かったこともあり、家族関係について裁判員に十分理解してもらえなかったのではないかとずっと思っていました。

今日の話の中で「公判期日を短くしないで、納得して理解したかった。」という話が出たのですが、他の方についても、もう少し納得して判断するためであれば、もう少し審理期間が長くなってもよいのではないかという方はいらっしゃいますか。

3 番

私は僧侶をしているので、今回の期間も葬式が何件かあって、他の方にお願ひしたということがあったので、少し難しいです。この期間だったらということ受けたのですが、これが先日あった100日とか、そこまでいなくても10日とか2週間とかになると、無理です。

松島弁護士

例えば、今回の裁判が1日延びたりした場合はどうですか。

司会

3番の方の職務従事期間は6日間でしたね。

3 番

その日の夜にも通夜があったのですが、それでも選ばれたので負担はあり

ましたけど。

司会

6番の方が参加した裁判では証人尋問と供述調書の両方があったようですが、分かりやすさとか負担とかいった観点で御意見はありますか。

6番

一般的にどれくらいの長さでしているのかを知らないのですが、こんなものなのかという感じで聴いていたのですが、文字に落とし込まれた情報をこちらでメモしながら解釈することと、被告人から直接話を聴く機会があるのでは、情報量が全然違うので、多くの情報を見聞きして本当に何が正しいのかということ判断するという観点からすれば、直接話を聴ける人が多くいるのであれば、時間が多少長く掛かってもよいので聴きたいのは山々なのですが、例えば調書と違うことを言ったとき、間の取り方や声のトーンだとか、書いてあることだけからピックアップできる情報に比べると、わざと隠しているのではないとか、記憶がずれてきているので素直に間違えているということなのかということ、息遣いとかからも判断しないといけなくなってしまうので、本人から直接話を聴けるのは有効だとも思うのですが、むしろ負担が大きいいし、何が本当なのかということがつかみにくくなるのではないかと。特に私が関わらせていただいたケースは、家族の中で起こった事件で、被害者も亡くなっていたので、何が本当に正しいのかとか、他の家族はどのように感じていたのかということが、そこを考えるのに本当に時間が掛かったという記憶があるので、もっと長くても、考える時間をもう少し取るという意味で、もう少し日にちが掛かってもよかったのではないかと思います。

司会

証拠調べの関係はこの程度でよろしいでしょうか。

あとは、検察官の論告、弁護人の弁論、評議と順番に進んでいくと思うのですが、論告・弁論について何か御感想や御意見はありますか。そ

れぞれのものについて分かりやすかったとか、分かりにくかったとか、先ほども出ましたが早口だったとか、いろいろな御意見があると思いますが、どうぞ御遠慮なく。

3 番

やはり、弁護人が長かった。被告人が複数なので、どうしても自分の被告人の罪を軽くしようと思うと、もう一方の被告人をどうしても重くするので。検察官と弁護人というよりも、弁護人同士の争いみたいな感じになりました。「異議あり」というのが、まさか弁護人同士で出されるとは思っていなかったもので、びっくりしました。

司会

長く弁論をされることで、かえって分かりにくくなるということですか。

3 番

分かりにくいです。

司会

ポイントを絞ってやってもらった方が分かりやすいですか。

3 番

そうですね。どんどん横道にそれていくので、このところは少し訂正がありますという感じで。

司会

論告はいかがでしたか。

3 番

論告はそんなに長くはありませんでした。

司会

他の方はいかがでしたか。先ほど、冒頭陳述は早口だったとかいうことが出ていましたが。

4 番

私が言いましたのは、専門用語、例えば「瑕疵」と言われたら、何かと思いますよね。辞書を引いてみれば「法的に傷があること。」と書いてあります。法律の専門家ではないから、やはり、そういうものはかみ砕いて話をしてくださった方がよい。

司会

論告や弁論でも同じようなことだったということですか。

4 番

同じです。

司会

審理が進んでいく中でも、そういった言葉がある程度出てきて、説明がされたりしているものもあると思うのですが、それでも分かりにくいですか。

4 番

そういった専門用語が出る前に、「法的に傷がある。」ということを書いていただけた方が、法律の専門家ではないのですから分かりやすいですしね。

司会

検察官の方ですか、弁護人の方ですか、両方ですか。

4 番

両方です。専門家としての目で見えていますよね。私達は大衆から広く、皆様いろいろな仕事をお持ちで、いろいろな考えをお持ちですから。やはり法律家、専門家としての見方、また我々一般庶民としての見方、やはりこの場合は一般の皆さん方の、庶民としてのレベルに合わせていろいろ御説明をしていただいた方が、今後、皆さん方がお出でになった場合にも分かりやすくして良いのではないかという感じを受けました。

司会

他の方はどうですか。特にございませんか。

2 番

私の場合、そんなに専門用語なので分からないという印象はありませんでした。弁護人の方も検察官の方も非常に分かりやすく言っていましたので、最初の冒頭陳述についても分かりやすかったと思います。

## 6 番

どちらも大変分かりやすかったです。ただ、先ほど申し上げましたとおり、被害者が亡くなられていたので、意見を聴ける人が限られていたことと、家族の中で起こったことということで、検察官が言われると「そうなのか。」と思ったり、弁護人が言われると「ああ、やっぱりそうなのか。」と思ったりと、凄く揺れ動きが激しいケースだったので、言葉自体はとても分かりやすく問題がなかった分、いろいろなことを考えてしまって、揺れ動いてしまったという感じです。

## 森岡裁判官

双方の話に説得力があって、逆に難しかったということですね。

## 司会

それはそれで、両方が話を分かりやすくされたということなんでしょうね。

## 田尻裁判官

認めている事件だと量刑が問題になってきますが、そういう事件で、どういうところが大事なのかというポイントや、あるいは争われている事件で、そこを判断するためにどこがポイントになるのかというところがきちんと出てこないといけないのですが、皆さんが担当された事件で、そういうポイントというのは書面や説明からきちんと分かりましたか。その点はどうでしょうか。

## 3 番

分かりやすかったと思います。裁判官が丁寧に一つ一つ項目立てて、「ここで量刑が上がる、ここで量刑が下がる。」みたいな判断基準を説明してくれたので。

司会

そういう評議の場ではなく，検察官は論告でここをポイントにして言っているんだとか，弁護人は弁論でここをポイントにして言いたいんだなということが聴いていて分かったでしょうか。

3番

それは分かりました。

司会

時間もなくなってまいりましたので，評議についての何か御感想はありますか。例えば意見が言いやすかったとか，どうですか。

3番

あれだけ皆さんの意見がありますので，それをすり合わせていくのはなかなか大変でした。

司会

どなたもいろいろな意見を言われた，活発に意見が出たということですか。

3番

そうですね。皆さん一人ずつに意見を聴いて行ってという形でしたので。

司会

他の方の意見はいかがですか。

5番

私は補充裁判員でしたが，裁判長からまんべんなく皆さんに意見を聴いていただきました。

4番

何度も言いますが，私の場合，裁判長から説明を受け，「刑はこういうふうなものだよ，だからこうなる。」，「辩护人側はこういうことを言っている。検察官側はこういうことを言っている。」とポイントを分かりやすく教えて，説明してくれるので，私達素人からすれば，裁判長の説明は天の声で

した。素人にはどこを基準にすれば良いのか全然分からないので、分からない人には分かるように説明をしてもらったと思いますので、3人の裁判官の方々には本当にありがたかったと感謝しています。

司会

何か評議について御要望などはございますか。

6番

もう少し時間が長くてもよかったと思います。いろいろな意見を出すのは良いのですが、話し始めると長くなってしまふ方がいらっしゃって、長くなってしまった意見を大変上手くまとめていただいたのですが、大変だっただろうなと思いました。だから「自分はこう思っているんだけど、この判断基準が正しいのかな。」というのを検証する時間が比較的短くなってしまって、意見を出すだけ出したんだけど、上手くそれを納得がいくまで落とし込むということが、本当に思っているよりも評議の時間が短くて、「本当にこれで判決を出さないといけないのか。」ということで、評議の時間がもう少し欲しかったです。

司会

ずっと議論を続けていくというよりも、一人一人が考えられるような時間があっても良かったということですか。

6番

考えがまとめられないうちにドバっと出てしまうと、その意見では何が要件だったのかということをお皆がまずまとめないといけないので、非常に時間が掛かります。

司会

その辺りは皆さんいかがでしょうか。

2番

私ももう少し時間が欲しかったです。特に量刑を決めるときにかなり悩ん

でいたのですが、量刑に対する皆の意見が出て、やはりいろいろな開きがあるのですが、もう少し意見をぶつけたかったというのが正直なところですが。かなり短い時間で「もう決めないといけないんです。」みたいなことになって、「しょうがないな。」みたいな感じだったので、正直、自分で全部納得がいくところまで話し合う時間がなかったという感じを持っています。

1 番

私は2番の方と同じ事件ですが、それぞれの人が事件のことを昼休憩とかに話し合うこともなく、誘導もなく、よく短時間でまとまったと思います。それぞれが意見を申し述べられて、私としては十分だったと思います。それぞれお話が少ない方も多い方も全部話をされて、だれが誘導ということではなくそこにまとまったので、私としては良かったと思っています。

司会

補充裁判員としての感想ですね。

評議の関係では、評議の秘密というか守秘義務がいつも問題になるのですが、この点について何か御感想はございますか。

3 番

どこまで話してよいのかがやはりよく分かりません。やはり職場で聞かれますので。事件のことは一切話さなかったのですが、裁判は開かれているので、開かれている部分をどこまで話せるのかについては、守秘義務でがんじがらめにされているので、何も言えていないのではないかと思います。

司会

それぞれこの範囲でというか、どうして評議の秘密が大事なのかということや、この範囲では話してもよい、この範囲では話されては困るということの説明はあったと思うのですが、理解しにくかったですか。

3 番

具体的な部分は少し・・・。

森岡裁判官

抽象的なレベルでは御理解いただいていると思うのですが。

3 番

説明はしていただいているのですが，具体的には少し分からないですね。

司会

評議の内容を話せないということについての負担はありますか。

3 番

いろいろ聞いてくる人がいますからね。

司会

皆が話さないから逆に安心して評議できるとか，言いたいんだけど言えないんだとか，どちらなのですか。

4 番

休みを取らないといけないのですが，「なんで休むのか。」と。

司会

それは裁判員になるからではいけないのですか。

4 番

そこで詳しく聞かれたので，「話せない。」と言いました。そうしたところ，「話せないのに休むとはどういうことか。」と言われました。しかし，そうとしか言いようがないでしょう。

司会

「裁判所の評議の中で，どのような話が出たのか。」というようなことは聞かれましたか。

4 番

それは聞かれないのですが，「裁判員制度でこうなっているので，休む。」と言ったところ，「なぜ休むのか。」と聞かれました。

司会

そこでの説明は話せることだと思いますが、どこまで話してよいか困るということですか。

4 番

守秘義務があるから、そこまでは話せないからと言うのですが。「どうしても休ませてもらえないということになれば、私は欠席します。」と言うと、「いや、それは国民の義務だから行かないといけない。」と言われるのです。行かないといけないと言うのに根掘り葉掘り聞かれるので、どこまでが言って良いのか悪いのか、奥歯に物が挟まったような感じでごまかすしか方法がありません。

司会

勤務先に一般的な理解してもらおうための方策を裁判所としても考えたいと思います。

4 番

やはり、仕事を休むということは周囲の人に負担を掛けるので、どこまでの範囲で話すのかということが必要だと思います。ただ単に「裁判員裁判になったので休みます。」だけでは少し難しいと思います。

3 番

仕事によっては休めないところもありますし、私の場合には特別休暇がもらえましたが、年次休暇で参加している人もいました。また、皆さんが納得してくれればよいのですが、経営者を含めて納得してくれなくて、「なんで裁判員に選ばれたの。」という言われ方をしました。

4 番

私も「君が休んだから、他の人が倍忙しかった。」と言われました。

3 番

やはり、裁判員制度の認知が足りていないんだと感じました。

4 番

もっと裁判員制度を理解してもらいたいと思います。もっと裁判員制度というものに御理解を頂いて、皆様方の身近なものとして参加しやすい、理解のしやすいものにする。裁判所と民間の人とは全くかけ離れたところにある。極端に言うと、我々とは天と地の差があるような仕事なので、余計そういうことになる。だから、十分に皆さん方に裁判というものを理解していただく。そしてこういう状態で皆さんに御意見をお伺いして、それを後で捨選択して、皆さん方の意見として出して、被告人が更生するように、また社会の皆さん方に被害がないようにというようなことをよく理解してもらいたいと、休暇を取る際に思いました。休暇を取るのにいろいろ言われましたので。

司会

社会一般の裁判員制度への理解をますます広めるような努力はしたいと思っています。

4 番

お願いします。だれがしても、必ず文句を言われます。

司会

皆さん方のそういう意見をお伝えいただければよいのではないかと思います。他には評議の秘密の関係では、ありませんか。

5 番

裁判員裁判の事件は大体新聞に出るので、「裁判員になって行った。」と言っても、「新聞に出ていた。」と言われる程度です。それ以上のことは相手も聞くことはありませんし、私も「新聞に出ていただろう。」と言う程度で、私はそれほど負担には思いませんでした。

田尻裁判官

評議の中で皆さんはかなり突っ込んだ議論をされたと思いますが、それは完全に評議の秘密に入りますよね。そういった具体的な内容について話した

いけれど話せないから辛いと思ったことはありませんか。

2 番, 3 番, 4 番, 5 番

そういうことはないです。

5 番

一般の方は、評議のことにはそんなに関心がないみたいです。

(経験者がそれぞれ相づちを打つ。)

6 番

関わったケースのことを話すことはないのですが、家族の中で起こったことということが凄く引っかかかっていて、こういうことは同じようなことがこれから先にたくさんあるようなケースではないかというようなことが引っかかかっていて、今回の事件のことを話すということではなくて、家族間の絆だとか、同じような人がいるのではないかというようことを家族で話をしたくなる瞬間はあります。事件のことを詳しく話すという意味ではなくて、それにかかなり近いことというのが起こるのではないかということを、話しませんでしたけど、家族で話したかったです。

司会

大分、時間も押してまいりました。この意見交換会に御参加いただいた感想を頂きたいと思うのですが。今後の意見交換会の持ち方を考える上での参考とさせていただきたいと思います。

6 番

意見交換会に参加させていただいたのは、当然、初めてなのですが、やはり違う事件を担当した方の意見は新鮮で、いろいろな見方があるんだと感じました。

私は、裁判員制度についても、意見交換会についても、制度が正しく世間一般の方に認識してもらえるのであれば、何回でも参加したいと思っている方なので、また抽選にでも当たったら呼んでほしいと思っています。

5 番

私達の場合は7日だったので、くたびれたという感じは本当にしました。精神的にも、肉体的にも負担は確かに大きかったのですが、「自分も参加できた」という達成感はなかなか経験できることではありませんし、面白かったという感じはします。

また機会があれば参加してもよいかというくらい達成感は経験できます。選ばれるまでは、尻込みというか、「どうして裁判員になって行かないといけないのか。」という気持ちが強いのですが、参加してみると、確かに国民の義務だと言われていますが、義務であると同時に裁判制度を理解するためには、裁判員として参加することが制度を一番理解できることだと感じました。

司会

この意見交換会の感想ということで、いかがですか。

4 番

裁判員として出させてもらって、皆さん方のいろいろな意見がありますし、また、いろいろな見方もあります。法律の専門家は専門家としての見方、一般の皆さんはお仕事をお持ちの方のいろいろな考え方があります。裁判員制度で裁判員の仕事をさせてもらいましたが、今後、裁判員になられる方が負担にならないような、裁判というものが身近なものであるように、それが法に対する信頼を得るものであるように、また、一般の皆さん方というのは、私の素人考えですが、畏れないといけないと思うのです。私はこの7日間を通じて、なんと言っても大衆の皆様方の目はごまかせない、そう思いました。本当に感謝しております。

司会

この意見交換会の感想ということで、お願いします。

3 番

私は、自分が担当した事件を振り返るのに良い機会だったと思います。2か月経ちますが、記憶が風化していく中で改めて振り返ってみて、良かったのか悪かったのか考えてみる良い機会でしたし、御経験された方の意見というのは、今後の自分のためにも凄く参考になりますし、ありがたい意見だったと思いますので、本当にこの会に呼んでいただきありがとうございます。

## 2 番

裁判員になるまでは、市民が裁判に関わるのが本当に良いことなのかどうか半信半疑だったのですが、やってみて良かったので、これから選ばれる方は、いったいどういうことがその中で行われて、実際どういう経験するのか分からないまま参加してしまう人がたくさんいるので、こういう機会を使って、いろいろな方に、実際に裁判員を経験した人の感想や意見や思いが伝わっていけば一番良いのかなと思いました。

それから、関係ないことを一つだけ言わせてもらいますと、最後の判決についての要望なのですが、時間を短縮するためだと思うのですが、裁判長が非常に早口で読んだのですが、自分たちが経験した裁判の判決をもう一度確認したいので、できればゆっくり読んでいただくか、ペーパーで見ながら、「ああ、こうだったな。」と最後にもう一度確認して帰りたいです。時間短縮のために早口で読まれたのだと思うのですが、できればその方が良いかと思います。

## 3 番

そうですね、私の知人も判決のときに傍聴に来ていたのですが、裁判長が何を言っているのか分からないと言っていました。

## 司会

はっきりと言わないといけないということで、裁判所もそういう心懸けでないといけないということですね。

## 1 番

意見交換会に参加させてもらいまして、「高齢の方でもできますよ。」ということをお伝えできたことが良かったと思います。もし広報できれば、お願いしたいと思います。

## 司会

それでは検察官の方から、順次お願いします。

## 中山検察官

今日はこの意見交換会に参加させていただいて、やはり私の方は評議には全くタッチしませんので、法廷での裁判員と私達検察官ということで、私の言っていることを理解してもらえているのか、どういうことを考えているのかということを常に想像しながら、判決の日を待っているだけです。それで、判決が言い渡されれば、私達としてもその事件は一区切りということになってしまうのですが、今日は自分が立ち会った事件を含めまして、裁判員経験者の方々から生の言葉、叱咤激励を含めていろいろ聞かせていただいたので、本当に有益でした。今後の私の仕事に生かしていきたいと思っています。本当にありがとうございました。

## 横野弁護士

ありがとうございました。良いことをほとんど中山検察官が言ってしまったのですが、前々から言われていることではあるのですが、弁護士と検察官とではプレゼンテーションの能力が、組織的なことや予算的なものを含めて大分差を付けられているのではないかと感じていましたが、今回のお話を伺って更に感じました。

だからといって、すぐに良いものを作れるかどうかは分からないのですが、被告人の権利を守るために仕事をしていますので、できるだけ検察官と対等にできるよう頑張らないといけないと感じさせられました。

しかし、そういうことがなくても、分かりやすかったと言っただけだ

ことに関しては、そのやり方や手法を弁護士会全体のものとしてやっていって、今後の裁判員の方々にも分かりやすく伝えやすい弁護をしていけるようにしたいと凄く感じさせていただきました。本当にありがとうございました。

松島弁護士

一番の収穫は、もう少しじっくりと聴くために、もう少し期日を増やしてもらいたかったということでした。

それから、裁判員の方の御苦勞も、今日参加して本当によく分かりました。大変な思いをして裁判員としての仕事をされているということに、改めて敬服しました。

森岡裁判官

いろいろな御意見を頂きまして、本当にありがとうございました。今後の裁判員裁判に活かして、ゆっくりと分かりやすくということに取り組んでいきたいと思います。

田尻裁判官

今日はありがとうございました。裁判員裁判はいろいろな方がいらっしゃるものですから、まず負担が重すぎではいけないですし、分かりにくいものであってもいけないということで、そこは我々法曹三者が工夫していかなければいけないところだと思っています。

今日はお褒めの言葉ばかりではなく、厳しい御意見もかなり頂きましたので、それを踏まえて今後も改善していきたいと思っております。ありがとうございました。

司会

それでは、この場での意見交換会はこれで終わりたいと思います。長時間、本当にありがとうございました。皆さんが真剣に裁判員裁判に取り組んでいただいたことが本当に良く分かりました。感謝しております。

やはり、我々が分かりやすい審理を心懸けるということが、結局は適正な裁判を行うということに繋がることだろうと思っていますので、今日頂いた御意見等を参考にして、今後の裁判員裁判の運営に生かしていきたいと考えています。ありがとうございました。

引き続き記者との質疑に移りたいと思います。午後8時30分までということに来ていただいておりますので、時間が参りましたら終わりたいと思いますので、御承知ください。

それでは、まず幹事社からお願いします。

(以下、報道機関名及び記者名は、アルファベット表記とする。)

#### A新聞 a 記者

長時間の意見交換会、お疲れ様でした。我々は報道各社が参加している司法記者クラブです。私は現在、司法記者クラブで幹事をしています、A新聞のaと申します。始めに私の方からは2問ほど代表質問をさせていただきます。

一つ目の質問ですが、今の意見交換会でも御意見を頂きましたが、御自身の審理された経験や報道を踏まえて、裁判員制度に何か課題を感じる事があれば教えてください。

#### 1 番

私は主婦ですし、時間に余裕がありますので、裁判員裁判について課題なく参加しましたので、考えていません。

#### 2 番

100日の裁判員裁判が行われ、裁判員の負担という報道がされているのですが、私個人としては議論の中でも話したとおり、公判日数を短くするという方向性よりも、裁判の中身をよく理解して、納得をして評議に参加したいという意味から、闇雲に短くしようということにならないようにという希望を持っています。

できれば十分な、もちろん限度はあるのですが、可能な限り公判日数を確保した方が参加した人にとって納得した裁判員制度になるのではないかと。あまり短くすると、不完全燃焼になってしまうのではないかということを感じています。

### 3 番

一般の方の裁判員裁判の理解度がまだ低いかもしれない。裁判員に選ばれて、その期間、仕事をされている方は休暇を取ることになると思うのですが、なかなか取りにくいという状況ですね。

もう少し裁判所やマスコミに裁判員制度のことを広めていただいて、参加しやすい環境を作っていただきたいと思います。

### 4 番

私は皆さん方から選ばれたわけですから、皆さん方の負託にお応えしなければいけない。皆さん方はテレビや新聞等で御覧になっています。

したがいまして、大衆の皆さん方が納得のいく、理解いただける結論にならないといけないし、荒唐無稽な事実があれば法に対する信頼が落ち込むことになると思いますし、また、個人的な意見だとは思いますが、大衆を畏れなければいけないと考えています。

これから新しく裁判員になる方の心の負担にならないよう、休みにしても取りにくいということがないように、報道機関の皆さん方からその点を正しく御理解いただくように今後もお願いしたいということが、この席で伝えたいことです。

### 5 番

裁判員制度の必要性については、参加して初めて感じました。司法を十分理解していただくためには、この裁判員制度というものは非常に意義があると思います。新聞等で報道されている複雑な事件や重たい事件については、普通の裁判員の方への負担が重すぎて難しいのかなと思います。事案にもよ

りますが、そういうことも感じました。

## 6 番

ほとんど言われてしまったのですが、私自身は大変理解のある職場で、裁判員に当たったと申請したら、快く休暇が頂けましたが、まだ制度について正しい認識をしていない人がやはり多いと感じているので、気持ちよく送り出してはもらったのですが、どうして休むのかということを知られたときに、なかなか伝えにくかったということもあり、私が裁判員裁判に参加していることを知らない同僚もいましたので、職場に戻るときにどうしていたのと聞かれて、こちらもあまり話すようなことでもないのですが、私自身は特にありませんでしたが、周りの人がどういような対応をしたら良いのか戸惑いを覚えているように感じました。

ですから裁判員制度について、やはりもっと多くの方に、非常に良い制度だと思えますので、参加することの意義というものを知っていただければよいのではないかと思います。よく知らない同僚がいたのですが、こちらも詳しく言うことができないので、私自身は感じなかったのですが、周りがどうい対応をすればよいのか戸惑いを感じていたようなので、制度についてもっと多くの人に知ってほしいと思いました。

## A 新聞 a 記者

ありがとうございました。二つ目の質問ですが、社会的には死刑制度の是非がかなり議論されています。皆さんが参加した事件では死刑について考える機会はあまりなかったかもしれませんが、裁判員等の経験を踏まえて、裁判員裁判に死刑はなじむと思いますか。

## 司会

裁判員等の経験というよりも、個人の考え方に関する質問ですので、答えてもよい方のみ答えていただければと思います。

## 1 番

裁判員が量刑を選んで参加するわけにはいかないと思いますので、与えられた事案で話し合うということを前提にするしかないと思います。死刑かどうかは話し合ってみないと分からないことなので、私には分かりません。

## 2 番

裁判員になる前は、死刑を裁判員が判断することはあまりにも重過ぎると思っていましたが、裁判員を経験した今は、死刑を争うような事件を裁判員裁判から外してしまうと、裁判員裁判を作った制度の意味がないと思っています。

ですから、非常に負担感はあるけれど、やはり裁判員裁判の中でやるべきだと思いますが、私個人がもしそういう事件に当たった場合には非常に悩みますし、正直なところできれば当たりたくないという個人的な思いはあります。

## 3 番

死刑は少し特別な感じがします。量刑で意見が分かれても、社会に出るまでの期間が変わるだけですが、死刑はそこで止まってしまいますから。それを自分で決めることができるかどうかは難しいと思います。

## 4 番

裁判員の制度というのは、法律の専門家としての見方、我々一庶民としての法律に対する一般社会の常識的な考え方、いろいろなお仕事に就かれている皆様は様々な考えをお持ちになっているわけです。

したがって、皆様方の御意見を集約し、取捨選択して、皆様方がお聞きになって、また県民の皆様がお聞きになって納得できるものではなくてはなりませんし、それが今後、裁判員になられる方への道標になるのではないかと私は思います。

## 5 番

皆さんの意見にもありましたけど、国民の声を反映するということであれ

ば死刑はなじむと思いますし、必要だと思います。

しかし、選ばれた人の負担がかなり大きく、責任を抱え込むような人だと後を引くことになるので、その点を考えれば死刑は裁判員制度にはどうかなという思いもあります。

#### 6 番

量刑の一つとして考えるとすれば、なじむかどうかは別にして、死刑もあり得ると思います。

しかし、2番の方と同じで、自分がそういう判決を出すようなケースに当たったときには、あまり気持ちが良いものではないと思いますので、自分としては当たりたくはないと思いますが、ただ、実際に扱うケースとしては被害者が亡くなられている場合もありますので、死刑を選ばないという判断で良いのかということもあると思いますので、選択肢の一つとして死刑はあると思います。

#### A新聞 a 記者

ありがとうございました。代表質問は以上です。

#### B新聞 b 記者

B新聞のbと申します。現在、裁判員制度対象事件が滞留していることがあり、期日が入らないということがあります。御自身の経験を踏まえて、こういった事件を裁判員裁判から外してはどうかという御意見があれば、お願いいたします。

#### 4 番

裁判員制度を廃止するという趣旨ですか。

#### B新聞 b 記者

裁判員裁判の対象事件が多すぎて公判前整理手続が停滞しているようなので、今後、裁判員裁判対象事件を絞ってはどうかという意見もあるようなのですが、御自身の経験を踏まえて、皆様から御意見があれば伺いたいという

趣旨です。

4 番

主権は皆さん方がお持ちなんですから、皆さん方一人一人が主権をお持ちなんですから。したがって、皆さん方の意見を尊重するということが大事で、私はこういったことを通じて、法律に対する様々な常識、犯罪を未然に防ぐ効果というものがあると考えています。

2 番

どこで線を引くかということが分からないのですが、確かに事件が起こってから裁判員裁判が始まるまで、非常に長い時間が掛かっているのです。証人の方の記憶も薄れてきていますので、どこかで線を引いて、裁判員裁判からこの事件を外した方が良いのか、それとももう少し裁判員になる方を増やして裁判の数を増やしていく方が良いのか、そこは分からないのですが、言われたように時間が掛かっているという印象は持っています。

C 新聞 c 記者

C 新聞の c と申します。お疲れ様でした。審理の中で裁判官から過去の量刑結果、判例が示されたと思いますが、それをどの程度参考にしたかということをお聞きしたいのですが。

4 番

判例ということですが、法律の専門家ではない素人ですから、判例というものを私達は存じ上げておりません。裁判の中で裁判長や裁判官から分かりやすく、かみ砕いて説明していただいた上で、こういった判例があり、こういう判決が出されたということであり、我々は法律の専門家ではなく一市民ですので、それは無理な注文だと思います。

C 新聞 c 記者

すいません、質問の意図が伝わっていなかったようですが、裁判官の方からこういう判例があるよということで、それに縛られすぎてしまったと感じ

たり、それがベースになりすぎてしまって一市民としての判断ができなかったのではないかという意見があれば伺いたいのですが。

### 3 番

判例を見てしまうと、自分の中の量刑よりも軽かったと思えました。しかし、見なければ判断できませんし。難しいところですが、参考として引っ張られた部分は正直あると思えます。

### 2 番

私は参考にはしましたが、一番は検察官の求刑と弁護人の意見をベースに考えたので、議論の中ではあまり引っ張られたという感じはありませんが、やはりベースには考えました。

### 5 番

判例的なものは過去のものとして、どうしても参考にせざるを得ないというか、求刑があって、それに基づいて判例を参考にしているということですが。参考程度に聴いて、皆さん意見を出すという感じですので、参考程度には聴いています。

### 6 番

過去のケースの判例が分からないと、私達はそういう判断をしたことがないので、さじ加減が全く分かりません。最初から見ることはありませんでしたので、最初は自分たちで仮説を立てて、お互いに量刑を出してみるのが、それが過去の判例とどれだけ誤差があったのかということを確認しないと、自分たちが下している判断がどれくらい適正なものなのかが分からないので、不安なまま終わるのではないかと思います。

### D新聞 d 記者

D新聞の d と申します。先ほどの意見交換会でも公判前整理手続の話が出ていたと思うのですが、事前にまとめられたことによって全体像が把握できていないのではないかという意見があったと思うのですが、もう一度、公判

前整理手続についての御感想をお聞かせいただけますでしょうか。

5 番

公判前整理手続は必要だと思います。裁判員制度で長期間の負担を掛けるということは良くないので、個人的には公判前整理手続は必要だと思っておりますが、それだけではなく、もう少し知りたいということがあったので、先ほど私はそういうことを言いました。公判前整理手続をしておいていただかないと、それこそ長くなると思います。

2 番

公判前整理手続で証拠や証人を整理しているのですが、争点に必要な証拠が出てくると理解はできたのですが、おそらく、そういう中でいくらか落としてきた証拠や証人があるのだらうと思います。弁護人が出したいけど、検察官が出したいけど、という証拠が多分あったのではないかと私は思います。

私も公判の中で「もっとこの証人に聴きたい。」などということがあったので、公判前整理手続は必要なのですが、そこで証人等をそぎ落とし過ぎると、裁判員の判断が少し納得性に欠ける場合も出てくるのではないかということに少し心配しているということでは言わせていただきました。裁判員の負担を軽減するという意味では必要なことですが、あまりにも証拠や証人を絞り過ぎることには若干の不安を感じています。

司会

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。本日は本当にありがとうございました。